



門川町事業系ごみ

2014年版

減量化・資源化マニュアル



門川町環境水道課

はじめに

近年の産業構造、経済システム、ライフスタイルの変化に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、ごみ排出量の増大や、質の多様化をもたらし、さらにごみ焼却処理に伴うダイオキシンの発生や、最終処分場の確保難など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしています。

本町においても、可燃ごみの焼却施設（日向東臼杵広域連合清掃センター）が建設後20年以上経過し、老朽化が懸念されることから、施設の延命化計画を策定し、地域の皆様に負担がかからないよう取り組んでおります。

そのような中、本町では平成26年4月より、家庭から排出されるごみの内、プラスチック製容器包装のリサイクル化を進め、ごみの減量化を進めており、事業系廃棄物についても、関係法律を順守し適正処理を行うべく、事業者の皆様には、このマニュアルを活用して、より一層のごみ減量・再資源化に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

目次

1	廃棄物の区分について-----	1
2	事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理方法について-----	2
3	事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理業者一覧-----	2
4	門川町における事業活動に伴った廃棄物の分類表-----	3
5	門川町事業系廃棄物分別区分一覧表-----	5
6	ごみ減量化、資源化に向けて-----	17
7	さまざまな職場でそれぞれの取り組み-----	22
	①オフィス・事務所編-----	23
	②製造業編-----	24
	③小売業編-----	25
	④飲食店、ホテル、旅館、式場-----	26
	食品リサイクル法について-----	27
	⑤興行場・遊技場、文化施設編-----	28
8	事業系ごみQ&A-----	29

1 廃棄物の区分について

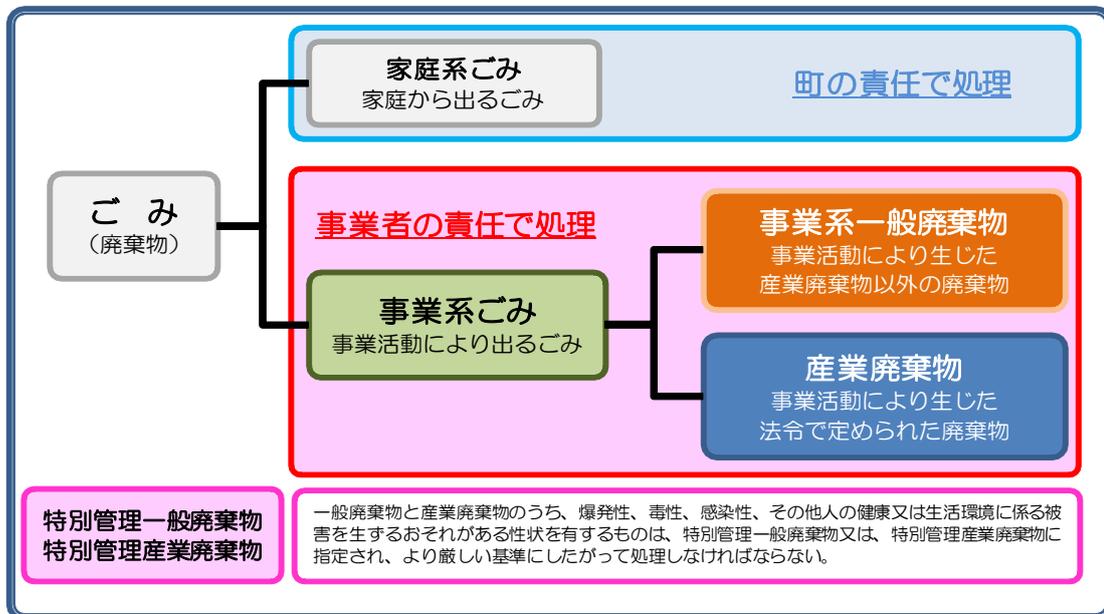
廃棄物は、一般家庭から排出させる家庭ごみと、あらゆる事業活動に伴って排出される廃棄物に分けられます。さらに事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた産業廃棄物以外のものを、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）とといいます。

ここでいう事業活動とは、一般に産業と言われる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業等の営利活動のほか、教育、宗教、公務、医療等における非営利活動も含まれます。

また、家庭ごみは町の責任で処理しなければなりません、事業活動に伴って排出された廃棄物は、事業者が自らの責任で適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない【法第3条第一項】
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない【法第三条第二項】
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない【法第三条第三項】



※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

2 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理方法について

事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理方法は、次の2通りです。

- ①門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約する。
- ②門川町清掃工場に直接持ち込む。

事業系ごみを家庭ごみ収集場所（ごみステーション）に持ち出すことはできません。また事業系ごみを直接搬入する場合は、家庭ごみと同様に分別し、処理施設の受け入れ基準（大きさ・量）を守らなければなりません。

ただし、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する場合は、許可業者の分別区分に従ってください。

ごみステーションへの事業系ごみ持ち出しは、不法投棄と見なします。

3 事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の処理業者一覧

門川町の一般廃棄物（事業系ごみ）処理許可業者はつぎのとおりです。

業者名	住所	電話番号
（株）日向環境	日向市大字平岩 3987-28	57-2466
（有）別府金物店	日向市大字日知屋 7624-1	52-4768
（有）幸進社	門川町大字川内 7870-1	63-6450
（株）やまかわ興産	日向市大字細島 667-112	57-7067
（有）クリーン日向	日向市富高 5961-1	53-3109
（株）南日本環境センター	門川町大字加草 436-1	63-3332

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

4 門川町における事業活動に伴った廃棄物の分類表

区分については、産業廃棄物の種類をもとに作成しています。
業種により、この表にないものも発生します。法令に従い処理してください。

事業活動に伴うもの

種類	具体例	主な排出業種	区分			
			産業廃棄物		事業系一般廃棄物	
			搬入不可	搬入可	搬入不可	搬入可
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ等	全業種（建設業、製造業等）	○			
汚泥	工場排水処理、各種製造業で生ずる泥状物、余剰汚泥、建設汚泥等	全業種（工場、製造業、建設業等）	○			
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤等	全業種（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）	○			
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着液、各種の有機酸類等の酸性廃液	全業種（製造業等）	○			
廃アルカリ	写真現像液、ソーダ液、金属せっけん液、自動車用不凍液等のアルカリ性液	全業種	○			
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、農業用ビニール等	全業種	○			
	飲食店等で客に提供したプラスチック製容器、ペットボトル等	飲食店、スーパー、パチンコ店等	○			
	従業員等の個人消費に伴って生じた弁当容器等のプラスチック製容器包装、プラスチック製品、日用品程度の事務用品等	会社事務所等	○			
	従業員等の個人消費に伴って生じたペットボトル等	会社事務所等	○			
ゴムくず	天然ゴムくず、天然ゴム製品	全業種	○			
	従業員等の個人消費に伴って生じた弁当容器等に使用していた輪ゴム等	会社事務所等	○			
金属くず	鉄くず、研磨くず、金属製品等、日用品程度の事務用品等	全業種	○			
	従業員等の個人消費に伴って生じた飲料缶等の金属製容器	会社事務所等		○		
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、セメントくず、モルタルくず、蛍光灯等	全業種	○			
	従業員等の個人消費に伴って生じたあきびん等	会社事務所等	○			
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石灰、ふん炭かす、鋳物砂、サンドブラスト廃砂等	全業種（製鉄業、製鋼業等）	○			
かれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片等	全業種（建設業等）	○			
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められた煤塵	全業種（ばい煙発生施設）	○			
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業、解体業のみ（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）	○			
	パルプ、紙、紙加工品、板紙等	パルプ、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、製本業等	○			
	新聞・折り込みチラシ、雑誌、カタログ、ダンボール、紙バック、オフィス紙、紙箱、包装紙等	会社事務所、スーパー、飲料品店等				○
	機密文書等（シュレッダーされたものを除く）	全業種			○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根、伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）	○			
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業	○			
	木製品・椅子、板きれ等	物品賃貸業	○			
	街路樹せん定木、庭木せん定木（450の透明袋に入れる）	会社事務所、飲食店等				○
	木製とプラスチックまたは金属等との一体物	造園業、園芸サービス業				○
	貨物の流通に使用した木製パレット	全業種	○			

廃棄物の処理の方法

種類	具体例	主な排出業種	区分			
			産業廃棄物		事業系一般廃棄物	
			搬入不可	搬入可	搬入不可	搬入可
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）	○			
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等	○			
	天然繊維くず	繊維製品製造業、畳製造業				○
	天然繊維の衣類、布団、座布団等	スーパー、寝具店等				○
	わら縄	神社等				○
動植物性残さ（生ゴミ）	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、パンくず、ぬか、ハムくず、おから、卵から、貝がら、コーヒークず等（原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物）食品関連業者（食品メーカー、スーパー、飲食店、ホテル等）は食品リサイクル法に従い、発生抑制および再生利用に努めてください。	食料品製造業（食肉製品製造業、菓子製造業、麺類製造業、豆腐製造業等）、医療品製造業、香料製造業	○			
		卸売市場、スーパー、小売店、精肉店、飲食店、ホテル、会社事務所等				○
動物系固形不要物	家畜の解体等に生ずる骨等の残さ	と畜業、食鳥処理業	○			
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等				○
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏等のふん尿	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養鶏場、養豚場等）	○			
	ペット等のふん尿	ペットショップ、動物病院等				○
動物の死体	牛、馬、豚、鶏等の死体	畜産農業（酪農業、肉用牛生産業、養鶏場、養豚場等）	○			
	ペット等の死体	ペットショップ、動物病院等				○
輸入廃棄物	航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物		○			
産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の区分に該当しないもの（汚泥のコンクリート固形化等）			○			

お問い合わせ先
 門川町環境水道課環境係
 門川町本町1丁目1番地
 電話63-1140（内線286）

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）
 産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

事業系廃棄物

50音別分類表

5 門川町事業系廃棄物分別50音別分類表

つぎの一覧表は、会社の事務所などから排出される主なものの一般的な取り扱いを記載しています。

このため「一般廃棄物」に区分されているものであっても、紙くず・木くず・繊維くず・生ごみなどは、排出者の業種によって「産業廃棄物」となる場合があります。

また、爆発性・感染性・毒性のある特別に管理すべきものについては、一覧表から省いています。

2014年11月10日現在

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
あ アイスクリームの容器（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
アイスクリームの容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
アイスピック	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
青焼紙（感光紙）	一廃	○	—	可燃ごみ	
あき缶	産廃	△	金属くず	缶類	従業員の個人消費に伴う飲料缶は受け入れ可
あきびん	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
アクリル板	産廃	×	廃プラ類	—	
アコーディオンカーテン	産廃	×	廃プラ類	—	
麻布	一廃	○	—	可燃ごみ	
あぜ波	産廃	×	金属、廃プラ	—	
アタッシュケース	産廃	×	金属、廃プラ	—	
アダプター（各種電気製品用）	産廃	×	金属、廃プラ	—	
厚紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
圧着はがき	一廃	○	—	可燃ごみ	
穴あけパンチ	産廃	×	金属くず	—	
油紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
油の容器（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
油の容器（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
油の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
油粘土（工作用）	一廃	○	—	可燃ごみ	
油粘土（業務用）	産廃	×	汚泥	—	
雨がっぱ	産廃	×	廃プラ類	—	
雨どい	産廃	×	廃プラ、金属	—	
網	産廃	×	廃プラ、金属	—	
網戸	産廃	×	廃プラ、金属	—	
アルバム（台紙）	一廃	○	—	可燃ごみ	
アルミ缶	産廃	△	金属くず	缶類	従業員の個人消費に伴う飲料缶は受け入れ可
アルミコーティング紙	一廃	○	—	可燃ごみ	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
あ アルミサッシ	産廃	×	金属くず	—	
アルミホイール（車用）	産廃	×	金属くず	—	
アルミホイール（食品用）	産廃	×	金属くず	—	
アルミホイールの芯	一廃	○	—	可燃ごみ	
安全靴	産廃	×	廃プラ、金属	—	
安全ピン	産廃	×	金属くず	—	
い 衣装ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
移植ごて	産廃	×	金属くず	—	
いす	産廃	×	廃プラ、金属	—	
いす（木製）	一廃	○	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
いす（物品賃貸業）	産廃	×	木くず	—	
一升びん	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
一斗缶	産廃	×	金属くず	—	
衣類（化学繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
衣類（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
イヤホン	産廃	×	廃プラ、金属	—	
印鑑（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
印鑑（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
インカードリッジ、リボン	産廃	×	廃プラ類	—	販売店へ
インスタント食品の容器包装（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
インスタント食品の容器包装（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
飲料パック（内側が銀色）	一廃	○	—	可燃ごみ	
飲料パック（内側が白色）	一廃	○	—	紙パック類	
う 植木・苗ポット	産廃	×	廃プラ類	—	
植木鉢	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
ウエットティッシュ（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
ウエットティッシュ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
うちわ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
うちわ（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
雲花紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
え エアコン（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	—	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分
エアコン（家電リサイクル対象外）	産廃	×	廃プラ、金属	—	
液晶テレビ（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	—	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分
液晶テレビ（家電リサイクル対象外）	産廃	×	廃プラ、金属	—	
液晶モニター	PC	×	PCリサイクル	—	パソコンリサイクル法に基づく、メーカー処分
液体のりの容器	産廃	×	廃プラ類	—	
液体肥料の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
液体肥料の容器（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
え 絵具チューブ	産廃	×	廃プラ類	—	
MD、ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
エレクトーン	産廃	×	廃プラ、金属	—	
延長コード	産廃	×	廃プラ、金属	—	
鉛筆削り	産廃	×	廃プラ、金属	—	
お オアシス®フローラル・フォーム	産廃	×	廃プラ類	—	
オイル缶	産廃	×	金属くず	—	
オーディオ機器	産廃	×	廃プラ、金属	—	
オーブントースター・レンジ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
お菓子、お茶の容器包装（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	防水加工紙、アルミ加工紙は「可燃ごみ」
お菓子、お茶の容器包装（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
落ち葉、枯れ葉	一廃	○	—	可燃ごみ	
お茶がら	一廃	○	—	可燃ごみ	
お手拭き（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
お手拭き（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
おにぎりの包装	産廃	×	廃プラ類	—	
おぼん（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
おぼん（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
おぼん（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
おむつ	一廃	○	—	可燃ごみ	
おもちゃ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
おもちゃ（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
折込チラシ	一廃	○	—	紙類	
か カーテン（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
カーテン（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
カーテンレール	産廃	×	廃プラ、金属	—	
カーペット（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
カーペット（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
カーボン紙、ノンカーボン紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
懐中電灯	産廃	×	廃プラ、金属	—	
カイロ	一廃	○	—	可燃ごみ	
カイロ（オイル・電池式）	産廃	×	金属くず	—	
鏡	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
額縁（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
額縁（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
額縁（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
傘	産廃	×	廃プラ、金属	—	
傘立て（金属）	産廃	×	廃プラ、金属	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
か 傘立て（ガラス、陶器）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
傘立て（木製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
ガステーブル・コンロ	産廃	×	金属くず	－	
ガスボンベ	産廃	×	金属くず	－	
ガスライター	産廃	×	金属くず	－	
カセットコンロ	産廃	×	金属くず	－	
カセットテープ・ケース	産廃	×	廃プラ類	－	
カセットボンベ	産廃	×	金属くず	－	
カタログ	一廃	○	－	紙類	
カッター（文房具）の刃	産廃	×	金属くず	－	
カッターの本体（金属製）	産廃	×	金属くず	－	
カッターの本体（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
カップ	産廃	×	廃プラ類	－	
カップめんの容器包装（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
カップめんの容器包装（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
カツラ（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	－	
カツラ（人毛）	一廃	○	－	可燃ごみ	
蚊取り線香	一廃	○	－	可燃ごみ	
金だわし	産廃	×	金属くず	－	
金づち	産廃	×	金属くず	－	
カバン、バック（合成皮革）	産廃	×	廃プラ類	－	
カバン、バック（天然皮革）	一廃	○	－	可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
画びょう	産廃	×	金属くず	－	
花びん	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
髪	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙おむつ	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙カップ、紙コップ、紙皿	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙粘土（工作用）	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙粘土（業務用）	産廃	×	汚泥	－	
紙箱	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙袋	一廃	○	－	可燃ごみ	プラスチック等の異物は取り除く
紙巻テープ	一廃	○	－	可燃ごみ	
紙やすり	一廃	○	－	可燃ごみ	
ガムテープ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
ガムテープ（布製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
カメラ	産廃	×	廃プラ、金属	－	
画用紙	一廃	○	－	可燃ごみ	
カラーコーン	産廃	×	廃プラ類	－	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

	品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
				処理業者	清掃工場	
か	ガラス	産廃	X	ガ・コ・陶器類	—	
	カレンダー	一廃	O	—	紙類	
	瓦	産廃	X	ガ・コ・陶器類	—	
	換気扇	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	緩衝材（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	緩衝材（紙製）	一廃	O	—	紙類	
	緩衝材（植物製）	一廃	O	—	可燃ごみ	
	缶詰の缶	産廃	X	金属くず	—	
	乾燥材	一廃	O	—	可燃ごみ	
	乾電池	産廃	X	金属、汚泥	—	
	感熱紙	一廃	O	—	可燃ごみ	
	感熱発泡紙（点字本）	一廃	O	—	可燃ごみ	
き	木	一廃	O	—	可燃ごみ	透明袋（45ℓ）に入るよう切る。
	キーボード（パソコン用）	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	キーホルダー	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	キッチンペーパー	一廃	O	—	可燃ごみ	
	機密文書（廃棄文書）	一廃	X	—	受入困難物	紙リサイクル取扱専門業者へ
	脚立	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	キャッシュカード	産廃	X	廃プラ類	—	
	キャップ、ふた（金属製）	産廃	X	金属くず	—	
	キャップ、ふた（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	キャップ、ふた（  マーク入り）	産廃	X	廃プラ類	—	
	急須	産廃	X	ガ・コ・陶器類	—	
	給湯器	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	牛乳パック	一廃	O	—	紙パック類	
	牛乳ビン	産廃	X	ガ・コ・陶器類	—	
	牛乳ビンのフィルム	産廃	X	廃プラ類	—	
	牛乳ビンのふた	一廃	O	—	可燃ごみ	
	教科書、ノート	一廃	O	—	紙類	
	キリ	産廃	X	金属くず	—	
	金紙、銀紙	一廃	O	—	可燃ごみ	
	金庫	産廃	X	金属くず	—	
く	空気清浄機	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	クーピーペンシル	産廃	X	廃プラ類	—	
	クーラーボックス	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	くぎ	産廃	X	金属くず	—	
	草	一廃	O	—	可燃ごみ	透明袋（45ℓ）に入れる。
	くさり、チェーン（金属製）	産廃	X	金属くず	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
く くさり、チェーン（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
串（竹製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
串（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
串（金属製）	産廃	×	金属くず	－	
菓の袋、容器（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
菓の袋、容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
靴	産廃	×	廃プラ類	－	
靴（天然皮革）	一廃	○	－	可燃ごみ	
クッション（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	－	
クッション（天然繊維）	一廃	○	－	可燃ごみ	
熊手（金属製）	産廃	×	金属くず	－	
熊手（竹製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
クラフト紙	一廃	○	－	紙類	
クラフトテープ	一廃	○	－	可燃ごみ	
クレヨン	産廃	×	廃油	－	
クレンザーの容器	一廃	○	－	可燃ごみ	
クリアファイル	産廃	×	廃プラ類	－	
クリップ	産廃	×	金属くず	－	
車いす	産廃	×	廃プラ、金属	－	
グローブ（天然皮革）	一廃	○	－	可燃ごみ	
グローブ（合成皮革）	産廃	×	廃プラ、金属	－	
軍手（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	－	
軍手（天然繊維）	一廃	○	－	可燃ごみ	
け 蛍光灯	産廃	×	金属、ガ・コ・陶	－	
蛍光ペン	産廃	×	廃プラ類	－	
携帯電話	産廃	×	廃プラ、金属	－	販売店へ
ケーブル	産廃	×	廃プラ、金属	－	
消しゴム	産廃	×	廃プラ類	－	
化粧品容器（プラ類）	産廃	×	廃プラ類	－	
化粧品容器（ガラス類）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
剣山	産廃	×	金属くず	－	
こ 工具箱（金属類）	産廃	×	金属くず	－	
工具箱（プラ類）	産廃	×	廃プラ類	－	
ゴーグル	産廃	×	廃プラ類	－	
コード類	産廃	×	廃プラ、金属	－	
コーヒーマーカー	産廃	×	廃プラ、金属	－	
コップ（ガラス製、陶磁器製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
コップ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
こ 粉ミルクの缶	産廃	×	金属くず	—	
コピー機	産廃	×	廃プラ、金属	—	
コピー用紙	一廃	○	—	紙類	
コミック	一廃	○	—	紙類	
ごみ箱（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ごみ箱（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
ゴム手袋（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ゴム手袋（天然ゴム製）	産廃	×	ゴムくず	—	
ゴムホース	産廃	×	廃プラ類	—	
コルク（栓）	一廃	○	—	可燃ごみ	
ゴルフボール	産廃	×	廃プラ類	—	
コンパス	産廃	×	金属くず	—	
さ サインペン	産廃	×	廃プラ類	—	
雑誌	一廃	○	—	紙類	
殺虫剤の容器	産廃	×	金属くず	—	
座布団（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
座布団（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
皿（ガラス、陶器製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
皿（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
サラダ油	産廃	×	廃油	—	
サラダ油の容器	産廃	×	廃プラ類	—	
ざる（金属製）	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ざる（竹製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
三角コーナー（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
三角コーナー（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
三脚	産廃	×	金属くず	—	
サンドペーパー	一廃	○	—	可燃ごみ	
三輪車	産廃	×	廃プラ、金属	—	
し シーツ（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
シーツ（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
CD、ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
シール、シール台紙（剥離紙）	一廃	○	—	可燃ごみ	
磁石	産廃	×	金属くず	—	
辞書、辞典	一廃	○	—	紙類	
七輪	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
湿布・湿布のフィルム	産廃	×	廃プラ類	—	
自転車	産廃	×	廃プラ、金属	—	
芝刈機	産廃	×	廃プラ、金属	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
し シャープペンシル	産廃	×	廃プラ類	—	
写真	一廃	○	—	可燃ごみ	
ジャッキ	産廃	×	金属くず	—	
シャンプーの容器	産廃	×	廃プラ類	—	
週刊誌	一廃	○	—	紙類	
修正液、テープの容器	産廃	×	廃プラ類	—	
充電器	産廃	×	廃プラ、金属	—	
収納ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
朱肉	産廃	×	廃プラ、金属	—	
シュレッダー紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
消火器	産廃	×	金属くず	—	
定規（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
定規（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
定規（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
消臭剤の容器	産廃	×	廃プラ類	—	
照明器具	産廃	×	廃プラ、金属	—	
じょうろ（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
じょうろ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
食品トレイ（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
食品トレイ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
食用油	産廃	×	廃油	—	
除湿剤の容器	産廃	×	廃プラ類	—	
食器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
食器（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
食器（陶器製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
食器（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
食器洗い乾燥機	産廃	×	廃プラ、金属	—	
食器棚（木製）	一廃	○	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
新聞、折込チラシ	一廃	○	—	紙類	
す 水槽（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
水槽（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
炊飯器	産廃	×	廃プラ、金属	—	
スーツケース、トランク（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
スーツケース、トランク（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
スキャナー	産廃	×	廃プラ、金属	—	
スコップ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
鈴	産廃	×	金属くず	—	
スチール缶	産廃	△	金属くず	缶類	従業員の個人消費に伴う飲料缶は受け入れ可

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

	品目	区分	清掃工場 場搬入	処理区分		備考
				処理業者	清掃工場	
す	スティックのり容器	産廃	×	廃プラ類	－	
	ストーブ	産廃	×	金属くず	－	灯油は使い切る
	ストップウォッチ	産廃	×	廃プラ、金属	－	
	ストロー	産廃	×	廃プラ類	－	
	スナック菓子の容器包装（紙製）	一廃	○	－	紙類	
	スナック菓子の容器包装（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
	スパナ	産廃	×	金属くず	－	
	フォーク、スプーン（金属製）	産廃	×	金属くず	－	
	フォーク、スプーン（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
	フォーク、スプーン（木製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
	スプリングマットレス	産廃	×	廃プラ、金属	－	
	スプレー缶	産廃	×	金属くず	－	中身は使い切る
	スポンジ	産廃	×	廃プラ類	－	
	炭	一廃	○	－	可燃ごみ	
	スリッパ	産廃	×	廃プラ類	－	
せ	生花	一廃	○	－	可燃ごみ	
	石鹼（固形）	産廃	×	廃油	－	
	石こうボード	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
	せともの	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
	セメント	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
	セメント袋（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
	セメント袋（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
	ゼリー、プリン容器（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
	ゼリー、プリン容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
	ゼロハンテープ	一廃	○	－	可燃ごみ	
	線香、線香の紙箱	一廃	○	－	可燃ごみ	
	洗剤の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
	洗剤の容器（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
	洗濯機（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	－	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分
	洗濯機（家電リサイクル対象外）	産廃	×	廃プラ、金属	－	
	洗濯ばさみ	産廃	×	廃プラ、金属	－	
	剪定枝（直径15cm以下）	一廃	○	－	可燃ごみ	透明袋（45ℓ）に入れば可。
	<u>剪定枝（直径15cm以上）</u>	一廃	×	－	受入困難物	
	剪定ばさみ	産廃	×	金属くず	－	
	栓抜き	産廃	×	金属くず	－	
	扇風機	産廃	×	廃プラ、金属	－	
	洗面器	産廃	×	廃プラ類	－	
そ	造花	産廃	×	廃プラ、金属	－	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
そ 掃除機	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ソファ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
そろばん（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
そろばん（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
た 体温計	産廃	×	廃プラ、金属	—	
耐火金庫	産廃	×	金属くず	—	
台紙	一廃	○	—	紙類	
台車	産廃	×	金属くず	—	
耐熱ガラス、コップ	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
体脂肪計、体重計	産廃	×	廃プラ、金属	—	
タイプライター	産廃	×	廃プラ、金属	—	
タイヤ	産廃	×	廃プラ類	—	
タイヤチェーン（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
タイヤチェーン（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
タイヤホイール	産廃	×	金属くず	—	
タイル	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
ダイレクトメール	一廃	○	—	紙類	
ダイレクトメールの包装（プラ類）	産廃	×	廃プラ類	—	
ダイレクトメールの包装（紙類）	一廃	○	—	紙類	
タオル（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
タオル（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
タキロン	産廃	×	廃プラ類	—	
竹	一廃	○	—	可燃ごみ	細かく切って透明袋（45ℓ）に入れば可。
竹ぼうき	一廃	○	—	可燃ごみ	
畳（プラ含）	産廃	×	廃プラ類	—	
畳（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
たばこの外装フィルム	産廃	×	廃プラ類	—	
たばこの紙箱	一廃	○	—	紙類	
たばこの紙箱内装銀紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
たばこの吸い殻	一廃	○	—	可燃ごみ	
卵パック（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
卵パック（紙製）	一廃	○	—	紙類	
たわし	産廃	×	廃プラ類	—	
タンス（木製）	一廃	○	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
ダンベル	産廃	×	金属くず	—	
ダンボール	一廃	○	—	紙類	金属などの異物は取り除く
ち チェーン（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
チェーン（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
ち 茶がら	一廃	○	—	可燃ごみ	
茶碗	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
チョコレート	一廃	○	—	可燃ごみ	
調味料の容器（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
調味料の容器（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
調味料の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
チラシ	一廃	○	—	紙類	
ちりとり（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
ちりとり（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
つ 使い捨てカイロ	産廃	×	金属くず	—	
使い捨て手袋	産廃	×	廃プラ、ゴム	—	
使い捨てマスク	産廃	×	廃プラ類	—	
机	産廃	×	廃プラ、金属	—	
机（木製）	一廃	○	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
綴りひも	産廃	×	廃プラ類	—	
つまようじ	一廃	○	—	可燃ごみ	
積み木	一廃	○	—	可燃ごみ	
詰め替え商品の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
詰め替え商品の容器（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
つめ切り	産廃	×	金属くず	—	
て DVD、ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
ティッシュペーパーの外袋	産廃	×	廃プラ類	—	
ティッシュペーパーの取り出し口	産廃	×	廃プラ類	—	
ティッシュペーパーの箱	一廃	○	—	紙類	
テーブルカッター台	産廃	×	廃プラ類	—	
テーブルクロス	産廃	×	廃プラ類	—	
テーブルクロス（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
手さげ金庫	産廃	×	金属くず	—	
デジタルカメラ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
デスクマット	産廃	×	廃プラ類	—	
鉄アレイ	産廃	×	金属くず	—	
デッキブラシ（木製）	産廃	×	木くず、廃プラ	—	
デッキブラシ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
鉄パイプ	産廃	×	金属くず	—	
鉄板	産廃	×	金属くず	—	
手袋（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
手袋（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
テレビ（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	—	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
て テレビ(家電リサイクル対象外)	産廃	×	廃プラ、金属	—	
テレホンカード	産廃	×	廃プラ類	—	
電気カーペット	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電気カミソリ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電気コード	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電気スタンド	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電気ポット	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電球	産廃	×	金属、ガ・コ・陶	—	
電卓	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電池	産廃	×	金属、汚泥	—	
点字用紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
電動工具	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電話機	産廃	×	廃プラ、金属	—	
電話帳	一廃	○	—	紙類	
と トイレットペーパーの芯・包装紙	一廃	○	—	紙類	
トイレットペーパーの外袋	産廃	×	廃プラ類	—	
トイレブラシ	産廃	×	廃プラ類	—	柄は素材により異なる
陶磁器製品	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
灯油用ポリ容器	産廃	×	廃プラ類	—	
時計	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ドライバー	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
ドライヤー	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ドラム缶	産廃	×	金属くず	—	
トラロープ	産廃	×	廃プラ類	—	
塗料	産廃	×	廃油	—	
塗料缶(金属製)	産廃	×	金属くず	—	
塗料缶(プラ製)	産廃	×	廃プラ類	—	
トロ箱(発泡スチロール製)	産廃	×	廃プラ類	—	
トロ箱(木製)	一廃	○	—	可燃ごみ	
な ナイフ	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
長靴	産廃	×	廃プラ類	—	
なた	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
納豆容器(紙製)	一廃	○	—	可燃ごみ	
納豆容器(プラ製)	産廃	×	廃プラ類	—	
なべ(金属製)	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
なべ(陶器製)	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
生ごみ	一廃	○	—	可燃ごみ	
ぬ ぬいぐるみ	産廃	×	廃プラ類	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。(禁止)

産業廃棄物の処理については、日向保健所(52-5101)にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考	
			処理業者	清掃工場		
ね	ねじ	産廃	X	金属くず	—	
	ネット、網（金属製）	産廃	X	金属くず	—	
	ネット、網（合成繊維）	産廃	X	廃プラ類	—	
の	農機具	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	農業用ビニール	産廃	X	廃プラ類	—	
	ノート	一廃	O	—	紙類	
	ノートパソコン	PC	X	PCリサイクル	—	パソコンリサイクル法に基づく、メーカー区分
	のこぎり	産廃	X	金属くず	—	柄は素材により異なる
	のり（糊）の容器（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	のり（糊）の容器（  マーク入り）	産廃	X	廃プラ類	—	
は	ハール（釘抜き）	産廃	X	金属くず	—	
	灰皿（ガラス、陶器製）	産廃	X	ガ・コ・陶器類	—	
	灰皿（金属製）	産廃	X	金属くず	—	
	配線カバー（モール）	産廃	X	廃プラ類	—	
	パイプ	産廃	X	廃プラ類	—	
	パイプいす（金属製）	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	パイプいす（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	バンダー、ファイル（紙製）	一廃	O	—	紙類	プラ、金属等の異物は取り除く
	バンダー、ファイル（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	はがき	一廃	O	—	紙類	
	はがき（圧着）	一廃	O	—	可燃ごみ	
	剥離紙（シール台紙）	一廃	O	—	可燃ごみ	
	ハケツ（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	ハケツ（金属製）	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	はさみ	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	はし（プラ製）	産廃	X	廃プラ類	—	
	はし（木製、竹製）	一廃	O	—	可燃ごみ	
	はしこ（金属製）	産廃	X	金属くず	—	
	はしこ（木製）	一廃	O	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
	パソコン	PC	X	PCリサイクル	—	パソコンリサイクル法に基づく、メーカー区分
	パソコンラック	産廃	X	廃プラ、金属	—	
	旗（合成繊維）	産廃	X	廃プラ類	—	
	旗（天然繊維）	一廃	O	—	可燃ごみ	
	発泡スチロール	産廃	X	廃プラ類	—	
	花火	一廃	O	—	可燃ごみ	水でしめらせる
	歯ブラシ	産廃	X	廃プラ類	—	
	歯磨き粉のチューブ	産廃	X	廃プラ類	—	
	バラ	産廃	X	廃プラ類	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
は 針金	産廃	×	金属くず	—	
パレット（木製）	産廃	×	木くず	—	
パレット（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ハンガー（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ハンガー（木製）	一廃	○	—	可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
半紙	一廃	○	—	紙類	
パンの包装	産廃	×	廃プラ類	—	
パンフレット	一廃	○	—	紙類	
ハンマー	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
ひ ビアニカ	産廃	×	廃プラ類	—	
ピース	産廃	×	廃プラ類	—	
PPバンド	産廃	×	廃プラ類	—	
ビール瓶	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
ビデオカメラ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ビデオテープケース	産廃	×	廃プラ類	—	
ビデオデッキ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ビニールシート	産廃	×	廃プラ類	—	
ビニール袋	産廃	×	廃プラ類	—	
ビニールひも・テープ	産廃	×	廃プラ類	—	
ビニールホース	産廃	×	廃プラ類	—	
肥料袋（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
肥料袋（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
ピンセット	産廃	×	金属くず	—	
ひ ファイル（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ファイル（紙製）	一廃	○	—	紙類	
ファクシミリ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ファンヒーター	産廃	×	金属くず	—	
フィルム（写真）・ケース	産廃	×	廃プラ類	—	
フィルム（写真）・ケース箱	一廃	○	—	可燃ごみ	
フィルム（商品包装用）	産廃	×	廃プラ類	—	
ふうせん（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ふうせん（天然ゴム製）	産廃	×	ゴムくず	—	
封筒	一廃	○	—	紙類	プラ等の異物は取り除く
フェルト（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
フェルト（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
不織布（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
不織布（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
付箋紙	一廃	○	—	可燃ごみ	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
ㇿ 筆ペン	産廃	×	廃プラ類	—	
布団（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
布団（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
フライパン	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
ブラインド（プラ製）	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ブラインド（木製）	一廃	○	—	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
プラスチックコーティング紙	一廃	○	—	可燃ごみ	
ブラモデル	産廃	×	廃プラ類	—	
ブランター	産廃	×	廃プラ類	—	
プリンター	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ブルーシート	産廃	×	廃プラ類	—	
ブロック	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
フロッピーディスクケース	産廃	×	廃プラ類	—	
ㇾ ペーパータオル	一廃	○	—	可燃ごみ	
ペットボトル	産廃	×	廃プラ類	—	
ベルト（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
ベルト（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
ヘルメット	産廃	×	廃プラ類	—	
ペンキ（液体状）	産廃	×	廃油	—	
ペンキ（固形状）	産廃	×	廃プラ類	—	
ペンキ缶（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
ペンキ缶（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
弁当の容器（紙製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
弁当の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ㇽ ほうき（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ほうき（木、竹製）	一廃	○	—	可燃ごみ	
芳香剤の容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
芳香剤の容器（陶器製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
包装紙	一廃	○	—	紙類	
包装フィルム	産廃	×	廃プラ類	—	
包丁	産廃	×	金属くず	—	柄は素材により異なる
ホース	産廃	×	廃プラ類	—	
ホースリール（金属製）	産廃	×	金属くず	—	
ホースリール（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
ボール	産廃	×	廃プラ類	—	
ボール（天然皮革）	一廃	○	—	可燃ごみ	
ボールペン	産廃	×	廃プラ類	—	
ポケットティッシュの包装	産廃	×	廃プラ類	—	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
ほ ポスター	一廃	○	-	紙類	
ポスター（防水加工）	一廃	○	-	可燃ごみ	
ボタン電池	産廃	×	金属、汚泥	-	
ホッチキス、針	産廃	×	廃プラ、金属	-	
ポット	産廃	×	廃プラ、金属	-	
ホットカーペット	産廃	×	廃プラ、金属	-	
ほ乳瓶（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	-	
ほ乳瓶（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	
ポリ袋、容器	産廃	×	廃プラ類	-	
ボルト、ナット	産廃	×	金属くず	-	
保冷材	産廃	×	廃プラ類	-	
本	一廃	○	-	紙類	
本棚（金属製）	産廃	×	金属くず	-	
本棚（木製）	一廃	○	-	不燃・可燃ごみ	金属などの異物は取り除く
ま マーカーペン	産廃	×	廃プラ類	-	
マイク	産廃	×	廃プラ、金属	-	
マウス（パソコン用）	産廃	×	廃プラ、金属	-	
マウスパッド	産廃	×	廃プラ類	-	
巻尺（メジャー）	産廃	×	廃プラ、金属	-	
マグネットシート	産廃	×	廃プラ類	-	
枕（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	-	
枕（天然繊維）	一廃	○	-	可燃ごみ	
間仕切りスクリーン	産廃	×	廃プラ、金属	-	
マジックインキ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	
マジックインキ（金属、ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	-	
マスク（天然繊維）	一廃	○	-	可燃ごみ	
マスク（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	
マッチ棒	一廃	○	-	可燃ごみ	水でしめらせる
マットレス	産廃	×	廃プラ類	-	
まな板（木製）	一廃	○	-	可燃ごみ	
まな板（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	
マヨネーズの容器	産廃	×	廃プラ類	-	
万年筆（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	
万年筆（金属製）	産廃	×	金属くず	-	
み ミキサー（映像、音響機器）	産廃	×	廃プラ、金属	-	
ミキサー（調理用）	産廃	×	廃プラ、金属	-	
ミシン	産廃	×	廃プラ、金属	-	
水枕（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	-	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場 搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
み 水枕（天然ゴム）	産廃	×	ゴムくず	－	
む 虫めがね	産廃	×	廃プラ、ガ・コ・陶	－	
無線機	産廃	×	廃プラ、金属	－	
め 名刺	一廃	○	－	紙類	
メガネケース	産廃	×	廃プラ、金属	－	
メガホン	産廃	×	廃プラ類	－	
メモ用紙	一廃	○	－	紙類	
も 毛布（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	－	
毛布（天然繊維）	一廃	○	－	可燃ごみ	
モップ	産廃	×	廃プラ類	－	柄は素材により異なる
物干し竿	産廃	×	廃プラ、金属	－	
や やかん	産廃	×	金属くず	－	
ゆ 湯のみ茶碗	産廃	×	ガ・コ・陶器類	－	
指サック（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
指サック（天然ゴム製）	産廃	×	ゴムくず	－	
湯沸かし器	産廃	×	廃プラ、金属	－	
よ 養生シート	産廃	×	廃プラ類	－	
ヨーグルトの容器（紙製）	一廃	○	－	可燃ごみ	
ヨーグルトの容器（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	－	
ら ライター	産廃	×	廃プラ、金属	－	
ラジカセ、ラジオ	産廃	×	廃プラ、金属	－	
ラップ	産廃	×	廃プラ類	－	
ラップの箱・芯	一廃	○	－	紙類	
ラップの切り取り口	産廃	×	金属くず	－	
ラミネート、パウチフィルム	産廃	×	廃プラ類	－	
り リヤカー	産廃	×	廃プラ、金属	－	
リモコン	産廃	×	廃プラ、金属	－	
両面テープ	一廃	○	－	可燃ごみ	
れ 冷水機	産廃	×	廃プラ、金属	－	
冷蔵庫（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	－	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分
冷蔵庫（家電リサイクル対象外）	産廃	×	廃プラ、金属	－	
冷凍庫（家電リサイクル対象）	家電	×	家電リサイクル	－	家電リサイクル法に基づく、家電メーカー処分
冷凍庫（家電リサイクル対象外）	産廃	×	廃プラ、金属	－	
冷風機	産廃	×	廃プラ、金属	－	
レインコート	産廃	×	廃プラ類	－	
レコード	産廃	×	廃プラ類	－	
レシート	一廃	○	－	可燃ごみ	
レジ袋	産廃	×	廃プラ類	－	

※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）

産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

50音別分類表

品目	区分	清掃工場搬入	処理区分		備考
			処理業者	清掃工場	
れ レジャーシート	産廃	×	廃プラ類	—	
レトルト食品の容器	産廃	×	廃プラ類	—	
レンガ	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
レンゲ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
レンゲ（陶器製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
レンズ（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	
レンズ（ガラス製）	産廃	×	ガ・コ・陶器類	—	
ろ ロープ（合成繊維）	産廃	×	廃プラ類	—	
ロープ（天然繊維）	一廃	○	—	可燃ごみ	
ロッカー	産廃	×	金属くず	—	
わ ワープロ	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ワイパー	産廃	×	廃プラ、金属	—	
ワイヤーロープ	産廃	×	金属くず	—	
輪ゴム	産廃	×	ゴムくず	—	
輪ゴムの箱	一廃	○	—	紙類	
綿	一廃	○	—	可燃ごみ	
わら縄	一廃	○	—	可燃ごみ	
割り箸	一廃	○	—	可燃ごみ	
割り箸の袋（紙製）	一廃	○	—	紙類	
割り箸の袋（プラ製）	産廃	×	廃プラ類	—	

お問い合わせ先
 門川町環境水道課環境係
 門川町本町1丁目1番地
 電話63-1140（内線286）



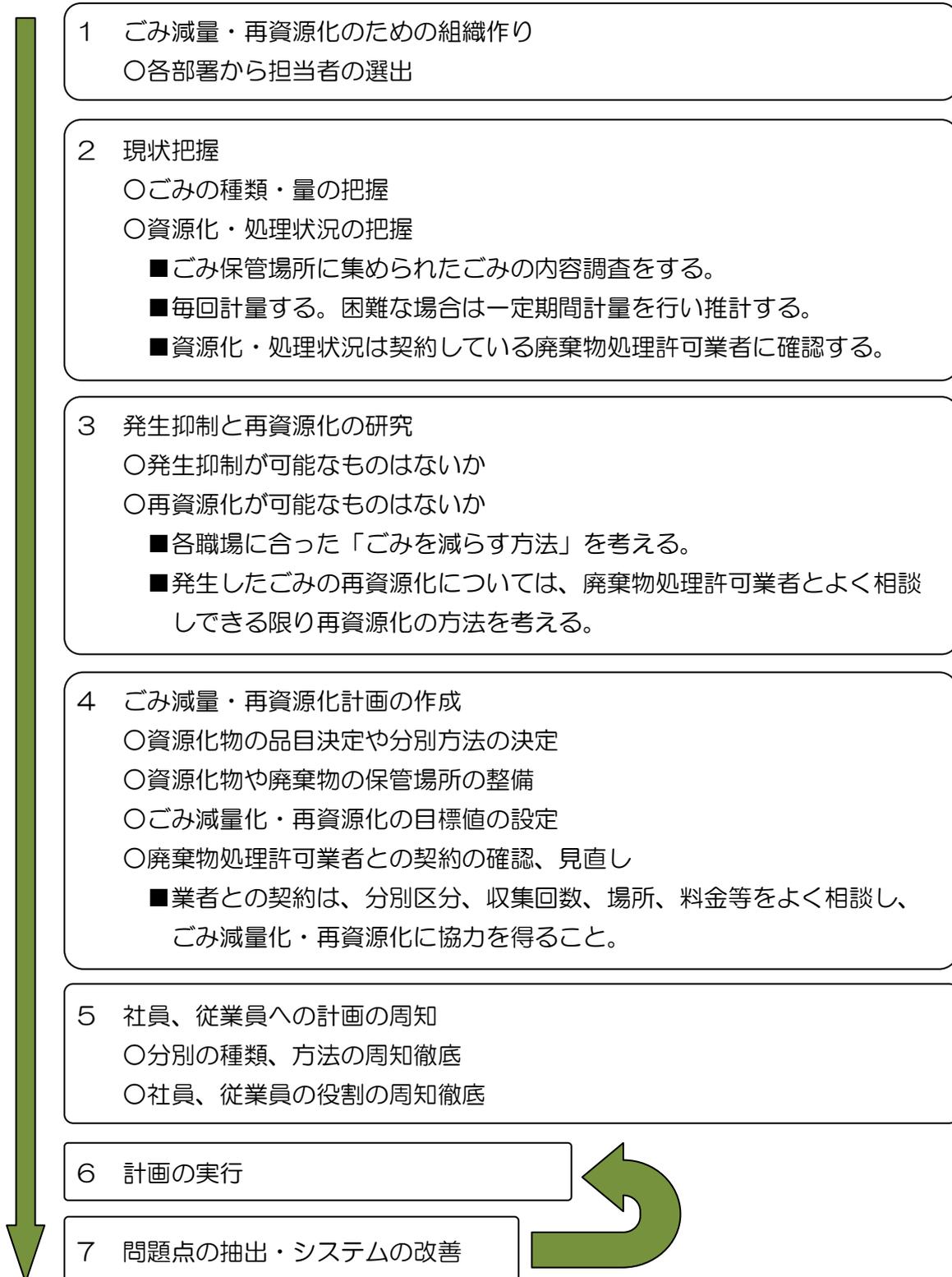
※産業廃棄物は、門川町清掃工場で持込、処理することはできません。（禁止）
 産業廃棄物の処理については、日向保健所（52-5101）にお問い合わせください。

ごみをへらそう

減量化・資源化の方法

6 ごみ減量化、資源化に向けて

ごみ減量・資源化の推進に向けて、職場に合ったシステムをつくりましょう。



7 さまざまな職場でそれぞれの取り組み

事業所から発生するごみは業種によって、また同じ業種の中でも取扱品目によって、多種多様です。

次ページ以降に、事業所の業種・業態別に「発生の抑制」「再使用」「再生利用」「環境への意識」の行動例を示します。

該当する事業所のページをご覧ください。(該当する業種がない事業所は、それぞれの実態、事業内容などに応じて適用してください。)

実行となると、すぐに出来ないこともあるかもしれませんが、各事業所が出来ることから実行すれば、その積み重ねが地球にやさしい「循環型社会」への転換につながります。

①オフィス・事務所編

P 23

②製造業編

P 24

③小売店編

P 25

④飲食店、ホテル、式場編
食品リサイクル法について

P 26

P 27

⑤興行場・遊技場、文化施設編

P 28

①オフィス・事務所編

発生抑制行動

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。(両面コピー、文書の共有、電子媒体の活用によるペーパーレス化など)
- 事務用品の購入にあたっては、必要性を十分検討し、無駄な在庫を持たないようにする。
- ごみ箱をできるだけ減らすなど、社員が容易にごみを出すのを抑制し、資源可能なものをごみにしない体制をつくる。
- お茶やコーヒーなどは、湯飲みやカップを利用して、使い捨て容器(紙コップなど)の使用量を減らす。

再使用行動

- ミスコピー紙や片面コピーを行ったのち不要となったコピー用紙は、メモ用紙などに再利用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダーなどは、内部連絡などに使用する。
- 不要になった事務机などは、他の部署などで再使用する。
- コピー機、パソコンプリンターなどのトナーカードリッジなどは、メーカー回収などにより再使用する。

再生利用

- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(OA用紙、包装袋、封筒など)に分別し、出来るだけ質の高い資源化に努める。
- 機密文書は、その再資源化方法を収集運搬許可業者と相談する。また裁断や溶解処理の上、再生利用する専門業者に相談する。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。
- OA用紙、印刷物には再生紙を購入し使用する。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内組織を整備する。
- 環境への取組について情報提供に努める。(環境レポートの公表など)
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

②製造業編

発生抑制行動

- 製品アセスメントなどの事前評価を実施し、ごみになりにくい、リサイクルしやすいなど、環境負荷の低い製品の企画、設計を促進する。
- 製品の小型化など、同一機能に対する資源使用量の極小化に努める。
- 素材、設計の改良により、寿命の長い製品を開発、生産する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 製造過程では、廃棄物の発生を抑え、発生したものについてはリサイクルとする。
- 生産、加工段階での包装、梱包について、簡易包装に努める。

再使用行動

- 容器のリターナブル化やデポジット制を実施する。
- 詰め替え可能な商品の生産の促進を図る。
- 再使用可能な部品を使用する。
- 通い箱、パレットの使用など、運搬・梱包次第の省資源化、再利用を促進する。

再生利用

- 原料に再生資源を積極的に利用する。
- リサイクルに関する技術開発を促進する。
- ごみ減量、リサイクルに適した商品、再生品であることの表示に努める。
- 製品及び梱包材などを回収、リサイクルする。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒）などに分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 有害化学物質の使用の廃止、削減を促進する。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内組織を整備する。
- 環境への取組について情報提供に努める。（環境レポートの公表など）
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

③小売店編

発生抑制行動

- マイバック持参時のポイント制度などを導入し、マイバックの持参を呼びかけて、レジ袋の削減に取り組む。
- 量り売りなど、消費者が必要な数・量を購入できる仕組みを整備する。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進する。
- 修理体制の拡充、迅速な対応など、修理サービスの向上に努める。
- 賞味期限切れ商品などの廃棄を削減する販売管理の徹底を図る。
- 食料品の加工くずや売れ残り品などは水切りをして処分する。
- メーカーや卸売業者など、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や取引を依頼する。

再使用行動

- リターナブルびんやデポジット制の商品を積極的に販売、回収する。
- 詰め替え商品など、長時間繰り返し使用できる商品を積極的に販売する。
- 流通用梱包材は、繰り返し使用できるものを採用する。

再生利用

- 食品トレイ、ペットボトルなど、容器包装の店頭回収を行う。
- 食料品の加工くず、売れ残り品などは、生ごみ処理機などによるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入し、たい肥化や飼料化に努める。
- ボタン型電池、充電式電池など使用済みの商品を回収し、リサイクルルートに乗せる。(電気店)
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(OA用紙、包装紙、封筒)などに分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 適正処理が困難な商品は、製造者や納品業者と協力して持ち帰ってもらうなど、適切な措置を講じる。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、店内での環境学習を推進する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

④飲食店、ホテル、式場編

発生抑制行動

- 調理時に無駄な生ごみを出さないよう、調理を工夫する。
- 数・量の注文ができるようにするなどして、食べ残しの減少に努める。
- 生ごみを出す前は水切りをする。
- ペーパータオル、紙コップなどの使い捨て用品の使用を控える。
- 分包のシュガーやミルクなどの使用を控える。
- 石鹸、シャンプーなどは、ディスペンサー容器を採用する。
- ごみ箱は必要最低限とし、できる限り置かない。
- メーカーや卸売業者など、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や取引を依頼する。

再使用行動

- 酒類、しょうゆ、ジュースなどは、リターナブルびんを使用した商品を仕入れるよう努める。
- 割り箸を塗り箸に切り替える。
- 食品や物品の仕入れに使用する容器などを通い箱化する。

再生利用

- リサイクルボックスを設置し、来客者が分別排出できるようにする。
- 残飯や調理くずは、生ごみ処理機などによるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入したい肥化や飼料化に努める。
- 廃食用油（植物油）を分別排出し、再資源化に努める。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒）などに分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内・店内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内の組織を整備する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

食品リサイクル法について

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）とは？

平成 13 年 5 月に施行された法律で、食品関連業者が食品廃棄物の発生抑制、再生利用、熱回収、減量に取り組むことが求められています。

※平成 19 年 6 月に改正

●食品廃棄物とは？

食品の製造や調理過程で生じる動植物性残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等が食品廃棄物です。

●食品関連事業者とは？

食品製造・加工業者	食品の卸売・小売業者	飲食店および食事の提供を伴う事業を行う者
食品メーカーなど	百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋など	食堂、レストラン、ホテル、旅館、結婚式場など

●再生利用などに取り組むときの優先順位

1 発生抑制	生産や流通過程の工夫、消費のあり方見直しなどによって、食品廃棄物そのものの発生を抑制する。
2 再生利用	食品廃棄物のうちで再資源化できるものは肥料や飼料、油脂や油脂製品、メタン、炭化製品（燃料または還元剤としての用途）、エタノールの原料として再生利用します。
3 熱回収	再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が困難な食品循環資源であって、メタンやバイオディーゼルと同等以上の効率でエネルギー回収できる場合に限り選択できます。
4 減量	再生利用できない場合などは、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にする。

●その他

個々の食品関連事業者ごとに、再生利用等の実施率目標の設定や食品廃棄物等多量発生事業者に対して、定期報告義務が設けられています。

※食品リサイクル法に関する詳しいお問い合わせは、

○九州農政局 経営・事業支援部事業戦略課 TEL096-211-9269

○九州農政局 延岡地域センター TEL0982-33-0700

⑤興行場・遊技場、文化施設編

発生抑制行動

- 来場者に、ごみの持ち帰りの協力を呼びかける。
- ごみ箱は必要最低限とし、できる限り置かないようにする。
- 売店などでは、購入者に袋の必要の有無を声かけするなどして、レジ袋の削減に取り組む。
- 生ごみを出す前は水切りをする。
- 来場者にペーパータオル、紙コップなどの使い捨て用品の提供を控える。
- メーカーや卸売業者など、生産・流通業者に対し、梱包材や包装材の簡素化や取引を依頼する。
- 使い捨て容器の弁当箱は、納入業者に持ち帰ってもらう。

再使用行動

- リターナブルびんやデポジット制の商品を採用する。
- 飲食容器は、繰り返し使用できる食器を採用する。
- 通い箱、パレットの使用など、運搬資材・梱包資材の省資源化、再使用を促進する。

再生利用

- リサイクルボックスを設置し、来客者が分別排出できるようにする。
- 残飯や調理くずは、生ごみ処理機などによるたい肥化や、再生利用事業者へ搬入したい肥化や飼料化に努める。
- 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ（OA用紙、包装紙、封筒）などに分別し、できるだけ質の高い資源化に努める。
- びん、缶、ペットボトルは納入業者に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に資源化物として引き渡す。

環境への意識

- ごみや資源物の発生量や資源化量を把握する。
- ごみや資源化物の保管場所に十分なスペースを確保した上で、衛生的な状態に保つ。
- 経営方針にごみ減量、リサイクルの事項を掲げるなど、行動計画を作成する。
- ごみ減量や資源化の意義などについて、社内・店内での環境学習を推進する。
- 環境への取組推進のための社内の組織を整備する。
- 地域住民とともに、環境保全活動を推進する。

8 事業系ごみQ&A

皆さまからの疑問について、まとめました。

Q1 事業系ごみとは何ですか？

A1 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてのことをいいます。

Q2 事業活動には何が含まれますか？

A1 事業活動には、事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスを行っている事業も含まれます。

Q3 事業所から出たごみの処理はどうすればいいですか？

A3 町では事業系ごみは収集していません。事業者が自ら処理するか、町の認可を受けている一般廃棄物処理許可業者に委託してください。
また資源化できるものは、業者と相談し資源化してください。

Q4 少ししかごみが出ません。種類も一般家庭から出るごみと変わりませんか。

A4 事業系ごみは、量や内容に関わらず事業活動に伴って排出されたごみですので、少量であっても、事業者自ら処理するか町の一般廃棄物処理許可業者に委託して適正な処理をしてください。

Q5 事業系ごみを地域のごみステーションに出したら罰則がありますか？

A5 地域のごみステーションは、家庭から出るごみを出す場所ですので、量や種類に関わらず事業系ごみを出すことはできません。

また事業系ごみを一般家庭のごみ集積所へ出す行為は、不法投棄にあたりますので「廃棄物処理法」により罰せられます。

Q6 新聞、雑誌、ダンボール、紙、缶、びんなどは地域の資源物ステーションに出してもいいのですか？

A6 地域の資源物ステーションは家庭から出る資源物を収集する場です。したがって事業所から出る資源物を出すことはできません。廃棄物処理許可業者と資源物収集の契約を行ってください。

Q7 個人情報書類や機密書類はどのように処理すればいいですか？

A7 町の廃棄物処理許可業者にご相談ください。シュレッダー処理された紙も資源化できますので、許可業者にご相談ください。

Q8 従業員が出した弁当ごみはどうしたらいいですか？

A8 従業員が出した弁当ごみについては、家に持ち帰って家庭ごみとして処分してください。事業系のごみと一緒に出す場合は、事業系ごみとして処理していただきます。



©2014 kadogawa #23

お問い合わせ先
門川町環境水道課環境係
門川町本町1丁目1番地
電話63-1140（内線286）